

木村義次の101年（その2）

シンガポールから帰国後、粘土瓦製造工場を創業。昭和33年、39歳の時、その経験を生かして中小企業診断士の資格を取得。徳島県の草分けとして多くの企業の経営指導を行った。全国商工会の中央講師として、日本国中で講演旅行。人気講師となり、かなり羽振りが良かったようだ。また、妻と共に社会保険労務士資格（晩年は全国最年長）も取得し、現在のさくら事務所（現在約50人）を創業した。外国旅行を趣味とし、その数は70回を超える。妻と同行。



（竹内）

カード会社からの請求明細書(消費税の仕入税額控除)

消費税の納税額は、原則として、売上に係る預かり消費税額から、仕入等で支払った消費税額を差し引いて計算します。これを仕入税額控除といい、法定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。

さて、法人カードを利用している場合には、カード会社から一定期間ごとに請求明細書が交付されますが、この請求明細書は消費税法に規定する請求書等に該当するのでしょうか？

答えはNoです。クレジットカード会社がそのカードの利用者に交付する請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して物やサービスを販売したお店が、作成・交付した書類ではありませんから、消費税法に規定する請求書等には該当しないとされています(国税庁質疑応答事例)。

しかし一方で、クレジットカードサービスを利用した時には、お店が、「ご利用明細」等を発行しているのが通常です。

この「ご利用明細」等に、その書類の作成者の氏名又は名称、課税資産の譲渡等を行った年月日、課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(当該課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)、税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額、その書類の交付を受ける者の氏名又は名称が記載されている場合には、消費税法に規定する請求書等に該当することになりますので、これを保存しておけばよいということになります。

反面、こうした事項の記載されていない「カード利用控え」のみの保管では、上記、請求書等の記載要件を満たさず、仕入税額控除が認められない可能性がありますので、カードご利用の都度、「ご利用明細」を必ず保管するようご注意ください。

（大寺）

3月の税務

■3月10日

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■3月16日

- 前年分贈与税の申告 申告期間…2月3日から3月16日まで
- 前年分所得税の確定申告 申告期間…2月17日から3月16日まで
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 延納期限…6月1日
- 個人の青色申告の承認申請
(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
- 国外財産調書の提出

■3月31日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者(前年12月分及び1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く(法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

3月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届
<概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>
(労働基準監督署)
- 31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
有期事業概算保険料延納額<4月~7月分>の納付
(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者
(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者
(誕生月を迎える者)現況届



【凝縮版】令和2年度労働・社会保険関係改正
★2月13日開催 さくら合同事務所研修会より [R2/1/31現在]★

I. 労働基準法の改正

1. **(現在)** の労働時間制度

(1)【原則】 1週40時間以内 かつ 1日8時間以内

(2)【例外①】 三六協定・三六協定を締結 ⇒ 労基署に届出 ⇒ 時間外労働可能(免罰効果)

・月45時間以内 かつ 年間360時間以内まで残業可能(1年単位変形42時間/月・320時間/年)

【例外②】 特別条項付き三六協定・繁忙期は特別条項を締結 ⇒ 年6回まで、月45時間、年間360時間を超えて残業可能

(3)【問題点】 ⇒ この特別条項付きの延長時間に上限がない ⇒ 過重労働の原因

2. **(改正後)** の労働時間制度 (上限規制・中小企業2020/4/1~)

(1)【原則】 従前と同じ

(2)【例外①】 三六協定・従前と同じ

【例外②】 **特別条項付き三六協定**(特別な事情・上限規制)

● 720時間/年(月平均60時間) ● 100時間未満/単月(法定休日労働含む)

● 80時間以内/複数2~6ヵ月平均(法定休日労働含む) ● 年6回まで

(3)【法的効力】【従前】大臣告示の目安時間 ⇒ 法的拘束力なし

【改正後】 労基法36条4項に明記 ⇒ 強行性・本則に格上げ

※ 罰則 ⇒ 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

(4)求められる対応・月80時間超え時間外、休日労働の撲滅・週1回の法定休日確保

※ 上限規制適用の例外

① 自動車運転業務、建設事業、医師等(猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外・適用2024/4/1~)

② 研究開発業務(医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で適用除外)

3. **貸金請求権延長**(民法改正に伴って適用2020/4~)

(1)貸金請求権の消滅時効・5年 ⇒ **当面3年**(経過措置) ⇒ 5年経過後に見直し

(貸金台帳の保存期間・割増貸金未払い等に係る付加金の請求も ⇒ 当面3年)

※退職手当(5年)・災害補償、年休(2年) ⇒ 現行維持

(2)● 貴社の残業代は大丈夫ですか? ● 固定残業代の見直し ● 管理監督者の見直し

II. 同一労働同一賃金(大企業2020/4/1~・中小企業2021/4/1~)

● 「同一事業主」の下での「正規」⇔「非正規」の不合理な待遇差の解消

※ **均衡待遇**【働き方に違いがある場合】 ⇒ 働き方に応じてバランスの取れた待遇

※ **均等待遇**【同じ働き方の場合】 ⇒ 等しい待遇

1. 不合理判断の要素

(1)職務の内容 ① 業務の種類(職種)を比較 ② 従事業務の中核的業務を比較 ③ 責任の程度を比較

(2)職務の内容・配置の変更範囲 ① 転勤の有無・範囲を比較 ② 職務内容、配置の変更の有無・範囲を比較

(3)その他の事情・労使慣行・定年後の継続雇用者等

2. 対応 (1)正規・非正規の労働条件を比較して現状把握 (2)雇用形態別に就業規則等を整備

(3)待遇差の説明義務の対応準備

(4)個別待遇の見直し

と言っても ⇒ **不用意な待遇見直しに走らない** ⇒ 現状は最終的には司法において判断

III. パワハラ防止対策(大企業2020/6/1~・中小企業2022/4/1~予定)

1. 何故、職場のパワハラ問題に取り組むのか?

(1)パワハラはすべての職場の課題 (2)パワハラを受けても労働者の半数は何もしない (3)労災補償増加

(精神障害) ⇒ パワハラによる損失は甚大(労使とも)

2. パワハラの定義 (1)優越的な関係に基づく (2)業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により

(3)労働者の就業環境を害すること

3. 対応策

(1)叱る前に一呼吸おく (2)指導が必要な具体的な行動に焦点をあてる

(3)部下の人格を尊重 (4)指導がどう伝わったか確認

4. 問題点

・無意識に持つ「こうあるべきだ」という個人の価値観の違い・管理職が怖がって部下を叱りにくい

・禁止事項が増え、生き生きと働けない等

IV. 各種保険料率 (2020年3月分より)

(1)雇用保険料率 変わらず(?) (2)健康保険料率 **10.28%**(↓0.02%)

(3)介護保険料率 **1.79%**(↑0.06%) (4)厚生年金保険料率 18.300%(2017/9より変わらず)

資産税係

□ 相続と寄付 □



亡くなった方が、寄付をしたいと思っていた場合、下記の2つの場合が考えられます。

- ① 遺言書に「〇円を公益法人Aに遺贈する。」「土地Bを学校法人Cに遺贈する。」と記載されていて、被相続人が遺贈により寄付する場合
- ② 遺言書がなく、財産を相続した相続人が相続財産の一部を寄付する場合

上記①の場合、寄付先が個人のときには原則としてその個人に対して相続税が課税されます。寄付先が法人の場合には原則として相続税は課税されませんが、受贈益として法人税が課税されます。また、不動産や株式等を法人へ遺贈した場合には、被相続人の譲渡所得となり所得税が課税されます。

ただし、遺贈先が一定の公益法人等の場合には、法人税がかからないこととなります。さらに一定の要件を満たせば、措置法40条により、譲渡所得も非課税となります。

上記②の場合、相続人が相続財産の一部を相続税の申告期限までに、国、地方公共団体、特定の公益法人に寄付した場合において、その寄付した財産については相続税を非課税とすることができます。ただし、相続等により取得した財産を一般の法人や個人に寄付をしてもその相続財産は非課税とはなりません。

これらの取り扱いは非常にややこしいので、ご検討されている方は、ぜひ事前に当社までご相談ください。

(坂田)

会計制度

□ 会計と税務の違い③ 棚卸資産の評価 □

【会計上】

通常の販売目的で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額(売価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除したもの)が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とします。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用(棚卸資産評価損)として処理します。

例 取得原価 1,000 円 - 正味売却価額 900 円 = 棚卸資産評価損 100 円

【税務上】

原則として棚卸資産について一定の事由が発生した場合のみ、評価損の損金計上が認められます。一定の事由とは以下の通りです。

1. 災害により著しく損傷したこと
2. 著しく陳腐化したこと
3. 破損・型崩れ・たなざらし・品質変化等

但し、期末時点の時価が、物価変動、過剰生産、建値の変更等の事情によって低下しただけでは、評価損の計上は認められません。

なお、税務上も、税務署へ届出をすることで、会計と同様の評価方法を選択することは可能ですが、評価損の損金算入が認められるためには、その金額を証明する書類の整備等が必要となり、実務的に困難な場合が多いようです。

(孝志苗)



リスマネ委員会

□ iDeCoの3大節税メリット □

① 掛金が全額所得控除!

掛金の全額が税額軽減の対象となり、仮に毎月の掛金が1万円の場合、所得税(10%)、住民税(10%)とすると年間2.4万円、税金が軽減されます。

(注)所得控除の手続きは、掛金の払込方法や加入者区分によって異なりますので、よくご確認ください。

② 運用益も非課税で再投資!

通常、金融商品を運用すると、運用益に課税されますが(源泉分離課税 20.315%)、iDeCoなら非課税で再投資されます。

③ 受け取る時も大きな控除!

iDeCoは年金か一時金で、受取方法を選択することができます(金融機関によっては、年金と一時金を併用することもできます)。

年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」の対象となります。

(さくらビジネス)

医療係

□ 源泉所得税 現物給与～制服の支給～ □

給与所得者のうち、その職務の性質上制服を着用すべき人に対し、雇用主が、制服その他の身の回り品を支給又は貸与する場合があります。病医院でいえば医師や看護師に対する白衣などが該当します。

雇用主が職務の性質上制服を着用を要する人に支給又は貸与した制服その他の身の回り品や、専ら勤務先でのみ着用するために支給又は貸与した事務服や作業服等に係る経済的利益について、源泉所得税はかからない(非課税)とされています。(所法9①六、所令21ニ、所基通9-8)

しかし、従業員が制服の着用を義務付けられている場合であっても、その制服がスーツ等で勤務場所以外でも自由に使用できるようなものであるとき、あるいは身の回り品であるワイシャツ、靴下等を雇用主が雇用主指定の洋品店で購入させその額を支給することとしているときは、制服等の支給による非課税の取り扱いはできないことになります。よって、支給した従業員に対する給与等として課税しなければなりません。

(後藤)

税務Q&A

□ データコンバート費用って経費になるの? □

ソフトウェアの導入に当たって必要とされる設定作業及び自社の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用の額は、そのソフトウェアの取得価額に算入することになります。

しかし、新しいシステムでデータを利用するために旧システムのデータをコンバートするための費用については、データの内容自体の効用や価値を高めるものではないことから、支出時の損金の額に算入することとして差し支えないものと考えられます。

(岸上)

研修会を開催しました!

2020. 2. 13(木) at 徳島県教育会館

【講師の紹介】

- ・さくら社会保険労務士法人
社会保険労務士 竹内 政代
- ・さくら税理士法人
公認会計士・税理士 大寺 健司

ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。
次回のご参加も、役職員一同心よりお待ちしております!!



新入職員紹介

新メンバーを迎え、気持ち新たに頑張っていきますので、よろしくお願いします!!

さくら税理士法人 大森 翔平

はじめまして。1月1日より、さくら税理士法人に入所いたしました大森翔平と申します。

年齢は31歳と中途入社ですが、新たな気持ちで明るく元気良く働いて参りたいと思います。家庭では、二児(3歳と5カ月)の父親であり、まだまだ手の掛かる年頃の為、仕事が終われば寄り道をせず帰宅し仕事と家庭の両立を心がけています。最近の趣味は、キャンプ道具の収集で子供がもう少し大きくなれば一緒にキャンプに行こうと計画しています。

まだ不慣れな事が多くご迷惑おかけすることもあると思いますが、1日でも早く皆様のお役に立てるよう努めて参りたいと思いますので、ご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用など一切禁止しております。内容には万全を期していませんが、内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励品は中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181